

国内旅行総合保険のご案内

セットプラン

2013年10月1日
以降始期用

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

包括契約用

2014年2月作成

国内旅行中の事故によるケガや手荷物の盗難・破損等様々な危険を補償します。

国内旅行総合保険とは、国内旅行傷害保険(傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約がセットされたものをいいます。)に賠償責任危険担保特約、携行品損害担保特約、救済者費用等担保特約等をセットしたものです。

傷害

- ①死亡保険金
- ②後遺障害保険金
- ③入院保険金
- ④手術保険金
- ⑤通院保険金



旅館で転倒し、ケガをした

⑥賠償責任保険金

展示品を壊してしまった



⑦携行品損害保険金

ビデオカメラを落として破損



⑧救済者費用等保険金

ケガがもとで継続して14日以上入院し、看護のために親族が現地に向かった



※携行品の紛失、置き忘れによる損害については保険金をお支払いできません。
※損害額は時価額または修繕費の低い方をいい、携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等または通貨等は合計で5万円)が損害額の限度となります。
※1回の事故ごとに免責金額(自己負担額)3,000円をお客様にご負担いただきます。

<保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、後記「国内旅行総合保険のご説明」をご確認ください。>

ご契約タイプ一覧表 (保険金額*とお支払いいただく保険料)

- たとえば、「10月1日より10月7日までの旅行」の保険期間(保険のご契約期間)は「7日まで」となります。
●次の場合には、死亡・後遺障害保険金額が1,000万円を超える契約はできません。
・被保険者(保険の対象となる方)の年齢が保険始期日時時点で満15歳未満の場合
・被保険者の同意がない場合(保険契約者=被保険者の場合を除きます。)

保険期間 (ご旅行期間)	日帰り・2日(1泊2日)まで			4日(3泊4日)まで			7日(6泊7日)まで			14日(13泊14日)まで		1ヶ月まで	
	A1	A2	A3	B1	B2	B3	C1	C2	C3	D1	D2	E1	E2
①死亡保険金	500万円	850万円	1,000万円	500万円	800万円	1,000万円	295万円	518万円	1,000万円	845万円	1,000万円	850万円	1,000万円
②後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じ、死亡・後遺障害保険金額に4%~100%の割合を乗じた額をお支払します。												
③入院保険金日額	3,000円	6,500円	15,000円	2,500円	6,000円	10,000円	1,500円	3,000円	6,500円	7,500円	11,000円	8,700円	11,000円
④手術保険金日額	入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術は5倍となります。												
⑤通院保険金日額	2,000円	3,000円	7,000円	1,500円	2,500円	3,500円	1,000円	1,500円	2,500円	2,000円	3,000円	2,500円	6,000円
⑥賠償責任保険金額 (免責金額0円)	3,000万円												
⑦携行品損害 保険金日額 (免責金額3,000円)	10万円	40万円	50万円	10万円	35万円	50万円	10万円	35万円	45万円	30万円	40万円	40万円	45万円
⑧救済者費用等 保険金額	160万円	180万円	215万円	48万円	65万円	300万円	83万円	105万円	248万円	135万円	170万円	254万円	274万円
お支払いいただく 保険料	500円	1,000円	1,500円	500円	1,000円	1,500円	500円	1,000円	1,500円	1,500円	2,000円	3,000円	4,000円

*各保険金額には引受の限度額がございます。死亡・後遺障害保険金額については、被保険者(保険の対象となる方)の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。

ご契約の際のご注意

- ①保険料領収証: 保険料お支払いの際は、保険会社所定の保険料領収証を発行しますので、お確かめください。
- ②保険証券(または保険契約証)について: 保険証券(または保険契約証)が、旅行出発前に届かないときは、お手数ながらご契約の代理店または営業店へお問い合わせください。お問い合わせに際しましては、領収証番号・保険の種類・保険期間およびご契約の代理店名をご連絡願います。なお、保険証券(または保険契約証)をお渡しするまでにはお時間がかかる場合がありますので、お早めにお申込みいただきますようお願いいたします。
- ③重複補償について: 被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては、補償内容を十分ご確認ください。

この保険のご契約者の皆様にご利用いただけるデイリーサポートサービスの詳細については専用パンフレットをご確認ください。

この保険は山交観光㈱を保険契約者とし、国内旅行者のうち国内旅行総合保険に加入依頼の申し出が確認された方を被保険者とする国内旅行総合保険包括契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として保険契約者が有します。

代理店は保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店との間で有効に成立したご契約につきましては、保険会社と直接契約されたものとなります。

このパンフレットは国内旅行総合保険の概要をご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。また、詳細は『国内旅行総合保険・国内航空傷害保険ご契約のしおり』をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または保険会社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、代理店または保険会社までお問い合わせください。ご加入者と被保険者(保険の対象となる方)が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

<代理店> **山交観光株式会社**

〒990-2492 山形市鉄砲町2-13-18
TEL: 023-641-4567 FAX: 023-641-4573

<保険会社> **東京海上日動火災保険株式会社**

山形支店 山形中央支社
〒990-8522 山形市 松波1-1-5 山形東京海上日動ビル2階
TEL: 023-632-5510